

お知らせ

- 日…日時
場…場所
内…内容
対…対象者
定…定員
持…持参品
募…募集期限・期間
申…申込方法・申込先
- 円…参加費
講…講師
備…ほかの情報
FAX…ファクス番号
Eメール
問…問い合わせ先

令和2年度成人式開催

新型コロナウイルス感染症の影響により延期していた令和2年度成人式を実施します。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から【2部制】開催とします。

日 8月14日(土)

第1部 11時(川之江・新宮地域)

第2部 14時(三島・土居地域)

場しこちゅーホール 大ホール

対平成12年4月2日〜平成13年4月

1日生まれの方

※就職や進学などのため市外に住民票がある方で、出席を希望する場合はご連絡ください

※今後の感染状況により開催が困難と判断した場合は、再延期は行わず中止とします

※詳しくは、市ホームページをご確認ください

問 生涯学習課 28・6046

FAX 28・6060



警戒レベル
4

避難指示で必ず避難
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	必要な行動
5	緊急安全確保	すでに安全な避難ができず命が危険な状況。命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難>~~~~~		
4	避難指示	危険な場所から、全員避難
3	高齢者等避難	高齢者や障がい者など避難に時間を要する方やその支援者は、危険な場所から避難
2	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)	注意報。避難に備え、ハザードマップなどにより、自らの避難行動を確認
1	早期注意情報(気象庁)	早期注意情報。災害への心構えを高める

※避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されます

※警戒レベル3は、高齢者等以外の方も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難したりするタイミングです

※警戒レベル5は、市町が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません

避難情報が変わりました

災害対策基本法が改正され、避難情報について「避難勧告」が廃止となり「避難指示」に一本化されました。この「避難指示」や高齢者等に避難を求める「高齢者等避難」が発令されたときは、危険な場所から避難してください。

※警戒レベル1と2は、気象庁が発表する注意報などです。警戒レベル3〜5は、市・町が発令する避難指示などです

問 防災まちづくり推進課  
28・6934  
FAX 28・6057

マイナンバーカードが日曜日に受け取れます(完全予約制)

交付場所は、市役所1階の市民窓口センターのみで、交付日の4日前までに予約が必要です。市役所から届くはがき「個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書兼照会書」を留意し、お近くの窓口センターへ電話などでご予約のうえ、お越しください。

交付日

8月15日(日)、29日(日)  
9月12日(日)、26日(日)

交付場所

市民窓口センター(三島宮川4・6・55)

交付時間 8時30分〜17時

予約申込及び問い合わせ先

市民窓口センター

28・6013 FAX 28・6128

川之江窓口センター

28・6181 FAX 28・6245

土居窓口センター

28・6320 FAX 28・6391

新宮窓口センター

28・6402 FAX 28・6405



## 子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなかで「低所得のひとり親世帯」及び「その他低所得の子育て世帯」に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

### 対象者

【低所得のひとり親世帯】の申請期限は、令和4年2月28日（月）です。  
※詳しくは、広報6月号またはホームページをご覧ください

### 【その他低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外の子育て世帯）】

次の（１）養育要件に該当する方で、  
（２）所得要件のＡまたはＢに該当する場合に支給されます。

#### （１）養育要件（①～⑤のいずれか）

- ① 令和3年4月分の児童手当が支給される方
- ② 令和3年4月分の特別児童扶養手当が支給される方
- ③ 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の児童手当の認定または額改定の認定を受けた方
- ④ 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の特別児童扶養手当の認定または額改定の認定を受けた方
- ⑤ 令和3年3月31日において、平成15年4月2日～平成18年4月1日まで

の間に出生した児童を養育する方、または令和3年4月1日以降新たに当該児童を養育することになった方

#### （２）所得要件（ＡまたはＢのいずれか）

Ａ 令和3年度の市民税均等割が非課税の方

Ｂ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、市民税均等割が非課税相当の収入となっている方（家計急変者）

### 支給額

児童1人あたり一律5万円

### 申請手続き

所得要件	養育要件	申請
Ａ 令和3年度の市民税均等割が非課税の方	①～④の対象者（公務員を除く）	不要
	①～④の対象者（公務員）	必要
	⑤の対象者	
Ｂ 家計急変者	①～⑤の対象者	

※申請不要の方で児童手当等の受給者は、別途案内文書を郵送します  
※里親の方も対象となります（施設等設置者やファミリーホームは除く）  
※公務員の方は、申請の際に所属庁による児童手当受給に係る証明が必要です

### 申請期間

7月26日（月）～令和4年2月28日（月）  
※申請には、本人確認書類（マイナンバーカードなど）、通帳、給与明細書・年金振込通知書などの収入額が確認できる書類が必要です

※給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください  
※詳しくは、お問い合わせください  
問 とも課 28・6027  
FAX 28・6031

## 敬老祝い金のご案内

高齢者に対し敬老の意を表し、高齢者福祉の向上に寄与することを目的に、敬老祝い金を支給します。

対象となる方には、7月上旬に口座届出書を郵送します。必要事項を記入・押印のうえ、返信用封筒にて返送してください。

対象者	金額
80歳 昭和16年生まれ	8,000円
米寿（数え88歳） 昭和9年生まれ	8,800円
90歳 昭和6年生まれ	9,000円
白寿（数え99歳） 大正12年生まれ	10,000円
100歳以上 大正10年以前生まれ	20,000円

提出期限 8月5日（木）まで  
振込予定日 9月末ごろ

※9月1日時点で本市に住民票のある方に支給しますので、転出された場合などは口座届出書を提出していても支給されません

問 高齢介護課 高齢者福祉施策係  
28・6024 FAX 28・6059

## 金婚・ダイヤモンド婚・プラチナ婚のご案内

9月の敬老月間にあわせて「金婚夫婦のお祝い」と「ダイヤモンド婚夫婦のお祝い」に加え、今年度から「プラチナ婚夫婦のお祝い」も行います。

### 金婚夫婦（50周年）

対 市内在住で昭和46年1月1日から12月31日までに結婚された方

### ダイヤモンド婚夫婦（60周年）

対 市内在住で昭和36年1月1日から12月31日までに結婚された方

### プラチナ婚夫婦（70周年）

対 市内在住で昭和26年12月31日以前に結婚された方

※今年度は70周年以上も対象です

募 8月5日（木）まで

申 高齢介護課・各福祉窓口・各公民館に備え付けの申請用紙でお申し込みください。

問 高齢介護課 28・6024  
FAX 28・6059



後期高齢者医療制度  
被保険者の皆さまへ

被保険者証が新しくなります

現在お持ちの被保険者証（オリーブ色）の有効期限は、7月31日（土）です。8月1日（日）からは、新しい被保険者証（薄桃色）に変わります。

新しい被保険者証は7月中旬に郵送します。7月31日（土）までに届かない場合は、お問い合わせください。

なお、8月以降新たに75歳となる方の保険証は誕生日の前月に郵送します。

限度額適用・標準負担額減額認定証

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も7月31日（土）です。所定の要件を満たしている方には、被保険者証と一緒に認定証を郵送します。

保険料額決定通知書を送付します

令和3年度の保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。保険料は、一人ひとりに等しくかかる「均等割額」と、所得に応じてかかる「所得割額」の合計額です。

○均等割額 4万7720円

○所得割率 9・02%

保険料の算定基準が一部変わります

税制改正において給与所得控除、公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除額が10万円引き上げることとされました。これに伴い基礎控除額を基準としている均等割額

保険料の均等割額の軽減基準

令和2年度の基準（改正前）	令和3年度の基準（改正後）	減額割合
33万円（基礎控除額）以下	43万円（基礎控除額）＋ 10万円×（※給与・年金所得者の数－1）以下	7割
33万円（基礎控除額） ＋（28.5万円×世帯の被保険者数）以下	43万円（基礎控除額）＋ 28.5万円×（世帯の被保険者数）＋ 10万円×（※給与・年金所得者の数－1）以下	5割
33万円（基礎控除額） ＋（52万円×世帯の被保険者数）以下	43万円（基礎控除額）＋ 52万円×（世帯の被保険者数）＋ 10万円×（※給与・年金所得者の数－1）以下	2割

※一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または125万円を超える65歳以上の方）をいいます

の減額基準も引き上がります。また、税制改正の影響により軽減対象から外れたり、減額割合が縮小することがないよう算定式が見直されました。

世帯に給与所得者等が2人以上いる場合には、当該基準額に給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えます。

社会全体で制度を支えています

医療にかかる費用のうち、医療機関等で支払う窓口負担を除いた費用を、公費（国・県・市町の負担金）で約5割、後期高齢者支援金（現役世代の保険料）で約4割、残りの約1割を被保険者の皆さまが保険料として負担し、社会全体で後期高齢者医療制度を支えています。

※詳しくは、被保険者証に同封する「制度のご案内」をご覧ください  
問 国保医療課 後期高齢者医療係  
28・6017 FAX 28・6058

医療費助成制度のお知らせ  
（事前申請必要）

次のような医療費助成制度があります。該当される方はご利用ください。申請に必要なものや制度の利用方法など、詳しくは、お問い合わせください。

こども（乳幼児）医療費助成

対 0歳～15歳（中学3年生まで）

ひとり親家庭医療費助成

対 ひとり親家庭の母または父及び児童、準ひとり親家庭（祖母または祖父と孫、姉または兄と弟妹）など

※原則として児童は20歳未満。ただし、学校教育法第1条に定める学校に就学中の方、または一定以上の障がいがある方は、引き続き児童とみなします

※所得税課税世帯の方は原則対象外（所得税課税世帯でも対象になる場合があります）

心身障がい者医療費助成

対 ○身体障害者手帳1級～3級のいずれかの交付を受けている方

○療育手帳AまたはBの交付を受けている方

○身体障害者手帳3級～6級と療育手帳Bの両方の交付を受けている方

※身体障害者手帳3級または療育手帳Bのどちらかのみをお持ちの方で、所得税課税世帯の方は原則対象外（所得税課税世帯でも対象になる場合があります）

※いずれの医療費助成も、生活保護法による医療扶助を受けている方や健康保険に加入していない方は、対象になりません

※保険適用外の診療は助成の対象になりません

※入院などで高額の医療費がかかると思込まれるときは、必ず加入されている健康保険で「限度額適用認定証」を取得し、医療機関に提示してください。また医療費助成後に高額療養費に該当が確認された場合は、市へ返納が必要となります

申 市民窓口センター、各窓口センター  
問 国保医療課 福祉医療係  
28・6017 FAX 28・6058





## 国民年金保険料を 免除・猶予する制度があります

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

令和3年度の免除などの受け付けは7月1日（木）から開始され、7月分から来年6月分までの期間の申請となっています。また過去の未納分は、申請書を提出する日から2年1か月前までさかのぼって申請できます。

## 令和3年度免除割合と年金額への反映

区分	免除割合 (納付すべき保険料 / 月)	老齢基礎年金の計算
全額免除	全額免除	免除された期間は8分の4として計算
一部免除	4分の3免除 (4,150円 / 月)	免除された期間は8分の5として計算
	半額免除 (8,310円 / 月)	免除された期間は8分の6として計算
	4分の1免除 (12,460円 / 月)	免除された期間は8分の7として計算
納付猶予 (50歳未満)	納付猶予	猶予された期間は算入されません

※納付すべき一部の保険料を納付されない場合、未納と同じ扱いとなるためご注意ください

申マイナンバーがわかるもの、本人確認書類（マイナンバーカードなど）、年金手帳を持参し、市民窓口センター、または各窓口センターで申請してください。

※退職や失業により申請するときは、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票なども持参してください

問 新居浜年金事務所

0897・35・1300

市民窓口センター（年金担当）

28・6018 FAX 28・6128

## ひとり親家庭の自立支援

高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が専門的な資格（看護師、介護福祉士、保育士、作業療法士、理・美容師、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など）を取得するために、1年以上の養成機関に通学する場合、修業期間中（上限有り）の給付金を支給します。

支給額

○市民税非課税世帯 月額10万円

○市民税課税世帯 月額7万5000円

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が就職に必要な教育訓練（講座の指定あり）を受ける費用の一部を助成します。

支給額

20万円を限度に受講費用の60%に相当する額

※雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給者は、その差額を支給

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合における費用の一部を助成します。

支給額

10万円を限度に受講費用の20%に相当する額

※支給には、事前に相談が必要です

問 こども課 28・6027

FAX 28・6031



## 国民健康保険被保険者証の更新

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、7月31日（土）です。新しい被保険者証は、7月下旬に薄い黄色の郵便物でお届けします。8月以降に医療機関を受診する場合は、必ず新しい被保険者証を提示してください。なお、有効期限の過ぎた被保険者証は、ご自身で処分してください。その際には、誤って新しい被保険者証を処分しないようご注意ください。

また、令和3年度の国民健康保険料納入通知書は、7月中旬に郵送予定です。

問 国保医療課 国民健康保険係

28・6020 FAX 28・6058

## 若年がん患者在宅療養支援事業

在宅療養に必要な訪問サービスや福祉用具の利用料の一部を助成します。

対 20歳以上40歳未満の方（18歳以上20歳未満の方で小児慢性特定疾病医療費用助成等のほかの支援・助成制度を受けていない方を含む）で、医師に回復の見込みがない状態に至ったと判断されたがん患者の方

対象サービス

訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、福祉用具購入

利用料

対象サービスの利用料（1か月上限6万円）の1割を自己負担額としてサービス提供事業者へお支払いください。

問 保健センター 28・6054

FAX 28・6110

## サマージャンボ宝くじ・サマージャンボミニ発売！

販売期間

7月13日（火）～8月13日（金）

円各1枚300円

※収益金は販売実績に応じて都道府県に交付され、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。購入するときは、県内の売り場で買いましょう

問 総務調整課 28・6002

FAX 28・6056

## 伊予三島運動公園プールを オープンします！

日 7月20日（火）～8月22日（日）

10時～17時

※8月8日（日）～8月15日（日）は  
休場

円 中学生以上 2000円

小学生 1000円

備入場制限をする場合があります。

※ご利用は市内在住の方のみとし、来  
場の際は学生証や本人確認書類（マイ  
ナンバーカード、運転免許証など）を  
ご持参ください

※新型コロナウイルス感染症対策とし  
て、更衣室は解放しません

※詳しくは、市スポーツ協会ホーム  
ページをご確認ください

問 伊予三島運動公園体育館

28・6071 FAX 28・6105

## 子育てフェスタ2021 オンライン開催

内 10月31日（日）開催予定の子育てフェ  
スタは、新型コロナウイルス感染症の  
拡大防止の観点から、オンラインでの  
開催となりました。

※内容の詳細が決まりしだい、ホーム  
ページに掲載予定です

問 しこちゅ・ほこほこネット事務局  
（こども課内） 28・6027

FAX 28・6031



## ペットボトルは きれいに分別しましょう

### 【正しいペットボトルの分別方法】

①キャップを外す。

※キャップは燃えないごみとして出し  
てください

②中を水洗いする。

③ラベルは剥がして燃えるごみとして  
出してください。

④きれいになったペットボトルはつづ  
し、透明または半透明の袋に入れて、  
資源ごみとして出してください。

問 生活環境課 28・6015

FAX 28・6059



## 7月は「社会を明るくする運動」 強調月間です

この運動は「犯罪や非行を防止し、  
立ち直りを支える地域のチカラ」をス  
ローガンに、犯罪や非行が生まれるの  
も地域社会、過ちを犯した人たちを立  
ち直らせるのも地域社会という認識の  
もと、青少年の健全育成・更生などの  
援助を図り、地域ぐるみで犯罪のない  
明るい社会の実現を目指すものです。

問 「社会を明るくする運動」市推進委  
員会事務局（生活福祉課内）

28・6023 FAX 28・6172

## ボランティア市民活動研修会 （無料）

### 第1回

日 8月4日（水）13時30分～15時

内 演題 「今、情報を発信することの意  
義について」

講 曾我部節さん（合同会社 Regi  
noys（レギノス）代表）

### 第2回

日 8月24日（火）13時30分～15時

内 演題 「ふるさとの歴史あれこれ」  
講 伊予史談東部会

### 第3回

日 9月10日（金）13時30分～15時

内 演題 「シトラスリボンについて」（オ  
ンラインにて開催予定）

講 前田眞さん（愛媛大学社会連携推進  
機構（地域連携コーディネーター））

場 市役所市民交流棟2階 会議室  
定 各20名程度

募 7月30日（金）まで

申 ボランティア市民活動センターに備  
え付けている申込書に必要事項を記入  
し提出、または電話・ファクスでお申  
し込みください。

※新型コロナウイルス感染症の状況に  
より、中止（変更）する場合があります

申 問 ボランティア市民活動センター

28・6039 FAX 28・6160

## 生涯現役促進地域連携事業

### 空き家管理知識習得講座（無料）

日 8月5日（木）13時～16時

場 紙産業技術センター（妻島町乙127）

内 空き家を管理するうえで必要な「目視  
点検」や「清掃・除草」などを安全かつ  
的確に実施するノウハウを学びます。

対 空き家対策に関する仕事に従事する  
ことを希望する55歳以上の方

定 20名

申 問 県生涯現役促進地域連携事業推進協  
議会 089・913・6339

FAX 089・915・1421

市シルバー人材センター

57・0455

FAX 57・0466



## 海の事故ゼロキャンペーン 7月16日（金）～7月31日（土）

「海難ゼロへの願い」をスローガン  
に、海の事故を防止しましょう。

### 重点事項

○小型船舶の海難防止

○見張りの徹底及び船舶間コミュニ  
ケーションの促進

○ライフジャケットの常時着用など自  
己救命策の確保

○ふくそう海域などの安全性の確保

問 今治海上保安部 三島川之江分室  
24・4498（ファクス兼）

## あったかなまちづくり活動支援 事業審査結果

5月27日（木）に審査会を行い、次の事業が採択されました。

団体名	事業名	補助限度額
シトラスリボン from 四国中央市	あったかしこちゅ～ シトラスリボンプロジェクト	200,000 円
公益社団法人 法皇青年会議所	～スポーツフェスタ in ユーホール～	363,000 円
ボーイスカウト 四国中央第2団	ボーイスカウトとあそぼう！ わくわく自然体験	25,000 円
子育て応援倶楽部 ブランコ	初めてのじゃがいも栽培・収穫体験	15,000 円
バオバブ体験隊プラス	Discover Bonsai 一盆栽の魅力を体感しようー	72,000 円

## 認知症サポーター養成講座（無料）

### 本当に知ってる？認知症

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者です。講座では認知症についての知識やその対応の仕方が学べます。

日 7月30日（金） 13時30分～15時  
場 市民交流棟2階 会議室

対 市内在住または市内勤務の方  
定 20名（先着順）

募 7月21日（水）まで  
申 問 高齢介護課 地域包括支援センター  
28・6147 FAX 28・6059

## 狩猟免許試験のお知らせ

### 試験の種類

網猟免許、わな猟免許、第一種・第二種銃猟免許

### 第1回

日 8月3日（火） 9時～

募 7月6日（火）～7月20日（火）

### 第2回

日 9月5日（日） 9時～

募 7月6日（火）～8月23日（月）

### 第3回

日 12月5日（日） 9時～

募 11月5日（金）～11月22日（月）

場 県東予地方局西条第2庁舎4階  
大会議室（西条市丹原町池田1611）

※提出書類や、わな猟免許新規取得者に対する補助など、詳しくは、お問い合わせください

申 問 県四国中央森林林業振興班

23・2393 FAX 23・2303

農業振興課 28・6323

FAX 28・6126

## 甲種防火管理者 新規資格取得講習会

日 8月5日（木）・6日（金）の2日間

場 消防防災センター3階 大会議室

対 次の施設などで防火管理者を任せられた方

○自力避難困難者が入所する老人ホームなどで収容人員が10人以上の施設

○飲食店、旅館、病院、社会福祉施設などで収容人員が30人以上の施設

○共同住宅、学校、図書館などで収容人員が50人以上の施設

○工場などで従業員が50人以上の施設

定 50名程度

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、調整させていただきます

募 7月30日（金）まで

申 問 予防課 28・6938

FAX 23・6614

## 自衛官等採用説明会

日 7月12日（月） 17時30分～19時30分

場 中之庄公民館 会議室2

## 募集

### 手話教室受講生募集（無料）

初心者の方を対象に、手話教室を開催します。手話を勉強したい方、手話を通してボランティア活動をしてみたい方、気軽に参加しませんか。

日 7月30日～8月27日（毎週金曜日・全5回） 19時30分～21時

場 市役所市民交流棟2階 会議室

定 10名程度

対 小学生以上（ただし児童は保護者送迎）

募 7月30日（金）まで

講 手話サークルつくし

申 問 ボランティア市民活動センター

28・6039 FAX 28・6160



## 茶業振興のための愛称・商品名を募集します！

本市（新宮・富郷地域）の茶業振興を図るため、うま茶振興協議会を設立し、新宮・富郷地域それぞれの茶葉の特性を生かしたブレンド茶を商品化しました。そこで、本市のお茶のブランド化を図るための愛称・商品名を募集します。

### 募集内容

- A お茶どころ四国中央市の愛称  
B ブレンド茶の商品名

- 呼びやすく、親しみやすいもの  
○自作で未発表のもの

### 応募資格

どなたでもご応募いただけます。

### 応募締切

7月15日（木）（消印有効）

### 応募方法

必要事項を記入のうえ、応募先まで郵送・持参・ファクス・Eメールのいずれかで応募してください（様式自由）。一人A、B各3作品（計6作品）まで応募できます。

#### 必要事項

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| ①Aの愛称（ふりがな）  | ⑤氏名・年齢・性別        |
| ②Aの愛称にした理由   | ⑥住所              |
| ③Bの商品名（ふりがな） | ⑦電話番号            |
| ④Bの商品名にした理由  | ※未成年者の場合は保護者の連絡先 |

### 採用賞

決定した愛称（A）・商品名（B）の応募者各1名に「お茶加工品の詰め合わせ（ブレンド茶・お茶うどん・かりんとう）」を贈呈します。

※決定した愛称・商品名と同一の応募が複数あった場合は、抽選で採用代表者を決定

### 注意事項

○応募にかかる費用は、応募者の負担とします。

○採用作品の著作権及び知的財産権などの一切の権利は、当協議会に帰属します。

○採用作品には、必要な修正などを加えさせていただく場合があります。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください

### 応募 問い合わせ先

うま茶振興協議会事務局（農業振興課内） 28-6323 FAX28-6126  
〒799-0422 中之庄町1684-16 [ocha.aishou@city.shikokuchuo.ehime.jp](mailto:ocha.aishou@city.shikokuchuo.ehime.jp)

「茶」や「うま」の文字が入っていない名称も受け付けます！



## 入居者を募集する市営団地

地域	団地名	間取り	給湯設備	風呂設備	タイプ	戸数
川之江	城北団地	3DK	無し	浴槽無し	世帯	1
	城ヶ谷団地	3DK	無し	浴槽無し	世帯	2
	北新団地	3DK	有り	有り	世帯	1
	山口団地	3DK	無し	浴槽無し	世帯	2
	南ヶ丘団地	3DK	有り	有り	世帯	2
	飼谷団地	3DK	有り	有り	世帯	1
	南部第1団地	3K	無し	浴槽無し	世帯	1
	南部第1団地	3DK	無し	浴槽無し	世帯	2
	大野団地	3DK	有り	有り	世帯	1
	石川団地	3DK	無し	浴槽無し	世帯	1
三島	大塚団地	3DK	有り	有り	世帯	2
	金子南団地	3DK	無し	浴槽無し	世帯	2
	中之庄団地	2DK	無し	浴槽無し	世帯・単身	1
	中之庄団地	2DK	無し	有り	世帯・単身	2
	山田団地	2DK	無し	有り	世帯・単身	1
	山田団地	3DK	無し	浴槽無し	世帯	2
土居	朝日野団地	3DK	無し	浴槽無し	世帯・単身	2
	上北野団地	3DK	無し	浴槽無し	世帯・単身	1
新宮	寺内団地	4DK	有り	有り	世帯・単身	1

## 市営住宅（入居可能空家）の入居者募集

持認め印（スタンプ印不可）、入居希望者全員のマイナンバーがわかるもの、申込者の本人確認書類（マイナンバーカードなど）  
※代理人の場合は、マイナンバーを利用している申し込みはできません  
※現住所が市外の方及び代理人は、別途書類が必要です

募 7月1日（木）～13日（火）  
8時30分～17時 ※土・日曜日を除く

### 注意事項

○所得条件や、地方税などに滞納がなく、暴力団対策法に規定する暴力団員でないなどの条例で定められた申込資格があります。

○申し込みは、募集する市営住宅のうち1か所に限ります。

申請 建築住宅課 住宅管理係

（消防防災センター5階）

28・6184 FAX 28・6189

## 一般財団法人自治総合センター コミュニティ助成事業募集

対自治会、町内会など

※特定の目的で活動する団体は対象外

### 助成事業（助成額）

#### 一般コミュニティ助成事業

コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業（100万円～250万円）

申請 地域振興課 28・6014

FAX 28・6057

#### コミュニティセンター助成事業

住民の需要に応じた機能を有する集会施設の建設整備に関する事業（対象となる総事業費の5分の3以内。ただし、1500万円が上限）

申請 地域振興課 28・6014

FAX 28・6057

#### 地域防災組織育成助成事業

自主防災組織が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する事業（30万円～200万円）

※市が認める自主防災組織が対象

申請 防災まちづくり推進課

28・6934 FAX 28・6057

#### 青少年健全育成助成事業

青少年健全育成に資するため、主として親子で参加するソフト事業（30万円～100万円）

申請 生涯学習課 28・6046

FAX 28・6060

募 8月31日（火）まで

申 別途定める書類一式を、各申込先に提出してください。提出書など詳しくは、各申込先にお問い合わせください。

### 注意事項

○この募集は、令和4年度に実施予定の事業が対象です。希望団体などは必ず期限内にお申し込みください。

○自治総合センターの実施要綱に変更があった場合、提出された書類の修正をお願いすることがあります。

○協議会、保存会などで申請を予定されている場合は、事前に自治総合センターの確認が必要です。担当課までお問い合わせください。

※詳しくは、一般財団法人自治総合センターホームページをご覧ください

## 人権施策推進協議会委員募集

人権意識の高揚並びに人権擁護に関する施策など、重要な事項について協議していただきます。

任期 9月1日から2年間

### 応募要件

○本市在住の18歳以上の方

○本市の他の審議会など合計4以上の委員でない方

○本市の職員を含む行政機関の職員または市議会議員でない方

定 2名程度

募 7月30日（金）まで

申 氏名、住所、年齢、性別、電話番号、

応募動機を明記し、持参・郵送・ファックスのいずれかで応募ください（様式自由）。

### 選考方法

書類選考（結果は応募者全員に通知します。応募書類は返却しません）

申請 人権施策課 28・6073

〒799・0497

三島宮川 4・6・55

FAX 28・6057

## 「ユーフエスタ2022」

### 出演者募集（参加無料）

日 令和4年2月6日（日）13時～

場 ユーホール（土居文化会館）

対 アマチュア芸能グループまたは個人

募 8月31日（火）まで

申 ジャンル、グループ名、メンバー数、代表者の住所、氏名、電話番号、グループの紹介を明記し、郵送またはファクスで応募してください（様式自由）。

※主催者で選考後、全員に結果を通知  
※決定後の内容及び出演者数の大幅な変更は認めません

※出演時間10分。出演料なし（弁当あり）

※楽器の持ち込みなどに必要な費用は出演者の負担

申請 ユーホール（土居文化会館）

28・6353

〒799・0712

土居町入野 939

FAX 28・6388



## 障がいのある方へ 相談・支援事業

内容	日時	場所	問い合わせ先
県委託療育等支援事業 （相談・講師派遣など）	随時 （土・日曜日を除く）	支援の必要な方や家族が 関わる保育園・幼稚園・ 学校・事業所など	澄心そうだんさぽーと 22-3311（鈴木・ファクス兼）
障がい者の就労相談・支援、 事業所からの雇用相談 ※来所による相談は要予約	月～金曜日 9：00～17：30	サンハイツ三島中央1階 （三島中央3-13-12）	ジョブあしすとUMA 23-6558 FAX 22-4558 ✉jobassist@lagoon.ocn.ne.jp



## 相 談

### もの忘れ相談（要予約・無料）

日 7月14日（水） 13時30分～14時30分  
場 土居窓口センター

定 一人30分程度で2名まで

相談医師 森野日出緒さん（松風病院）

※既に専門医を受診されている場合は対象外となります。ご家族のみでのご相談も可能です

申問 高齢介護課 地域包括支援センター  
28・6147 FAX 28・6059

### 「ロバ隊長みんなで作ろうプロジェクト」を開催します！

認知症サポーターの活動の一つとして、認知症サポーターキャラバンのマスコットキャラクター「ロバ隊長」のマスコットと一緒に作りませんか？

日 8月6日（金） 13時30分～16時  
※参加可能な時間に自由にお越しください

場 市役所市民交流棟2階 会議室  
持裁縫道具（お持ちの方）

※材料は必要ありません

申 高齢介護課 地域包括支援センター  
28・6147 FAX 28・6059

### 認知症の方やそのご家族の方へ 本人ミーティング（要予約・無料）

本人ミーティングとは、認知症の本人が集い、自らの体験などを語り合うことで暮らしやすい地域のあり方を考える場です。ご家族同士で情報交換ができる場もありますので、お気軽にご参加ください。

日 7月13日（火） 10時～11時30分  
場 市役所市民交流棟2階 会議室  
定 15名程度

募 7月12日（月）まで

申 高齢介護課 地域包括支援センター  
28・6147 FAX 28・6059

### 新型コロナワクチン詐欺にご注意！

新型コロナワクチンの接種に便乗した消費者トラブルや悪質商法に関する相談が増加しています。

○新型コロナワクチンの接種は無料です。ワクチン接種に関連付けて費用を求められても決して応じないでください。

○国、市町などの行政機関が「ワクチン接種に必要」などと言って、個人情報や金融機関情報を電話やメールで聞くことはありません。



困ったときはピピッと相談！

【消費生活に関する相談窓口】

市民くらしの相談課 28-6143  
県消費生活センター 089-925-3700  
消費者ホットライン 188（いやや！）

## じんけん広場

### 女性の人權

#### 女性の人權問題

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女雇用機会均等法などによって、男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には今なお、男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っています。

雇用の分野においては、管理職に占める女性割合が少ないことや男女間の賃金格差など、男女平等参画が十分とはいえない状況があります。

#### 市民意識調査から

昨年度に実施した「市民意識調査」によると、『あなたは、女性の人權が守られるためにはどのようなことが必要だと思われますか』の問いに対し、「女性が仕事を続けられる環境の整備」が最も多く、次いで「職場の待遇改善やセクシャルハラスメントの防止」「子育て支援サービスの充実」となっており、男女平等を推進するための取り組みや相談、支援体制を充実させていく必要があります。

#### 男女共同参画社会とは

近年の少子高齢社会、人口減少社会の到来、さらには急激な社会経済情勢の変化から、個人の生き方や価値観が多様化してきている現代社会は、男女が互いにその人權を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮すること

ができる社会です。

家庭・学校・職場・地域など、あらゆる分野で「男は仕事、女は家庭を守るべき」といった固定観念にとらわれず、多様な生き方が尊重されます。

#### 人權を侵害する暴力の根絶

男女共同参画社会を実現するうえで、男女が互いに人權を尊重し、認め合い、思いやることが大切です。夫・妻・恋人など親しい関係にある人から暴力を受けるといった、ドメスティックバイオレンス（DV）や性犯罪、ストーカー行為、職場におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなどは、男女共同参画社会の形成において大きな課題となっています。

また、配偶者からの暴力だけでなく、ストーカー行為などの性暴力についても広く周知し、被害が潜在化しないことが重要です。

個人の人權が尊重され暴力を許さない社会の実現が重要であり、人權を侵害する暴力の根絶を図るための取り組みが求められています。

問 人權施策課 28・6073

FAX 28・6057

女性の人權問題相談専用ダイヤル

○女性の人權ホットライン

0570・070・810

○DV相談ナビ

0570・0・55210

## 7月の相談日程

相談日は変更する場合があります。事前に電話でお問い合わせください。

法律相談 ※相談日前日 17:00 までに要予約（土・日・祝日は予約不可）		
7/ 6（火） 13:00～16:00	川之江文化センター 1階	市民くらしの相談課 28-6143 FAX 28-6149
7/ 9（金） 9:00～12:00	市役所 1階 102 会議室	
7/20（火） 9:00～12:00	市役所 1階 102 会議室	
7/20（火） 13:00～16:00	川之江文化センター 1階	
7/28（水） 13:30～15:30	土居窓口センター 1階	
8/ 3（火） 13:00～16:00	川之江文化センター 3階	
8/10（火） 9:00～12:00	市役所 1階 102 会議室	

司法書士相談 ※相談日前日 17:00 までに要予約（土・日・祝日は予約不可）		
7/ 5（月） 9:00～12:00	市役所 1階 102 会議室	市民くらしの相談課 28-6143 FAX 28-6149
7/14（水） 13:00～16:00	川之江文化センター 1階	
7/21（水） 13:00～16:00	土居窓口センター 1階	
8/ 5（木） 9:00～12:00	市役所 1階 102 会議室	

人権相談		
7/20（火） 10:00～12:00	土居福祉センター 1階	人権施策課 28-6073 FAX 28-6057
8/ 2（月） 13:00～15:00	川之江文化センター 4階	
8/10（火） 10:00～12:00	新宮公民館 1階 研修室	
年中（土・日・祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15	松山地方方法務局四国中央支局 23-2407 FAX 23-2496	

年金出張相談 ※要予約		
7/ 2（金） 10:00～14:30 受付	川之江文化センター 4階	新居浜 年金事務所 0897-35-1445
7/16（金） 10:00～14:30 受付		
8/13（金） 10:00～14:30 受付		

行政相談		
7/12（月） 10:00～12:00	土居窓口センター 1階	総務調整課 28-6002 FAX 28-6056
7/12（月） 10:00～12:00	新宮公民館 1階 研修室	
7/20（火） 13:30～15:30	川之江文化センター 2階	
7/26（月） 10:00～12:00	市役所 1階 102 会議室	
8/10（火） 10:00～12:00	新宮公民館 1階 研修室	
8/17（火） 10:00～12:00	土居窓口センター 1階	
8/17（火） 13:30～15:30	川之江文化センター 2階	
8/23（月） 10:00～12:00	市役所 1階 102 会議室	

一般・消費・DV相談（相談窓口）		
7/ 6（火） 9:30～11:30	新宮公民館 1階 研修室	市民くらしの相談課 28-6143 FAX 28-6149
7/ 8（木） 9:30～11:30	川之江文化センター 1階	
7/13（火） 9:30～11:30	土居窓口センター 1階	
8/ 3（火） 9:30～11:30	新宮公民館 1階 研修室	
8/10（火） 9:30～11:30	土居窓口センター 1階	
8/12（木） 9:30～11:30	川之江文化センター 2階	
年中（土・日・祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15	市民くらしの相談課	

暴力団相談	
年中（土・日・祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15	愛媛県暴力追放推進センター 089-932-1893 FAX 089-932-8930

### 認知症の語らい（無料）

日7/16（金） 13:30～15:00

（原則毎月第3金曜日に開催）

場中之庄公民館 会議室 2

内参加者同士の交流・情報交換、  
医療・福祉職による勉強会など

申認知症のひと家族の会愛媛県支部  
080-3740-0697（大澤）

### 不動産無料相談（予約制）

日7/8（木） 13:00～17:00

場宇摩建設会館 3階（三島宮川）

申相談日前日までの13時～17時  
に電話予約（土・日曜日を除く）

申問愛媛県宅地建物取引業協会  
四国中央地区連絡協議会

24-2235 FAX 24-2236

### 無料特許・商標相談（予約制）

日8/2（月）・9/6（月）

13:00～16:00

場四国中央商工会議所

（金生町下分 789-1）

申相談日の5日前までに電話予約

申問四国中央商工会議所

特許相談係 58-3530

FAX 58-6294

### 東予若者サポートステーション 出張相談（無料・要予約）

日7/5（月）・7/26（月）・8/2（月）

13:00～17:00

場ハローワーク四国中央 1階相談室

対就職にお悩みの15歳～49歳の  
方またはその保護者

定一人1時間の相談で1日4名まで

申問東予若者サポートステーション

0897-32-2181 FAX 0897-32-2182

（新居浜市繁本町 8-65）

## 今月の納期

固定資産税 2期分

国民健康保険料 1期分

後期高齢者医療保険料 1期分

介護保険料 1期分

保育所・認定こども園使用料 7月分

放課後児童クラブ負担金 7月分

市営住宅使用料 7月分

市営住宅駐車場使用料 7月分

※納期限 8月2日（月）

水道料金 6月分

下水道使用料 6月分

※納期限 7月12日（月）